

風水害等の「警報」発表時及び震度5強以上の地震発生時における 生徒の安全確保について

(1) 登校前に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」「降灰予報」が発表された場合

午前6時の時点で横浜市内(※神奈川県全域または東部)に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」「降灰予報」のいずれか1つでも発表継続中の場合は、生徒の安全確保のため、全市一斉に「臨時休業」となります。なお、学校からメール配信はいたしません。

また、午前6時以降に警報等が解除されても登校の必要はありません。

(2) 登校前に「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」が発表された場合

午前6時の時点で横浜市内に「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」が発表継続中の場合は、原則として休業にはなりません。なお、登校時間の変更等の措置をとる場合は、学校からメール配信をいたします。

また、ご家庭の判断により登校時間を変更したり登校を控えたりする場合は、必ず学校にご連絡ください。その場合は遅刻・欠席になりません。

(3) 登校後に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」「降灰予報」が発表された場合

登校後に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」「降灰予報」が発表された場合は、生徒の安全に十分配慮して「授業時間の繰り上げ」等の措置を講じます。なお、「授業時間の繰り上げ」等を行う場合は学校からメール配信をいたします。

(4) 横浜市内で震度5強以上の地震が発生した場合

【登校前に発生した場合】

原則として地震発生当日及び翌日は「臨時休業」となります。なお、学校からメール配信はいたしません。

【登校後に発生した場合】

原則として「保護者」または「保護者が認めた保護者以外の引き取り者」が学校に引き取りに来るまで、生徒を学校でお預かりします。